

第27回観光土産品認定審査会 実施要領

審査会の認定を受けるメリット

- ①全国的に認知度のある観光土産品公正取引協議会認定品として、全国観光土産品公正取引協議会に登録され、認定証書を交付致します。
- ②食の安心・安全が求められる今日、協議会指定の認定シール（5,000枚＝5,400円）を貼付することにより、消費者の信用が得られるとともにイメージアップも図られ、販売促進につながります。
- ③協議会より関係機関（公正取引委員会、県、市、観光連盟、特産品協会、商工会議所、商工会連合会等）および観光施設等（百貨店、空港、駅など）の土産品売り場へ周知致しますので、商品のPR等につながります。
- ④認定商品は、鹿児島商工会議所のホームページへ掲載致しますので、県民や観光客に周知することができます。



認定証シール

1. 申請資格 鹿児島県観光土産品公正取引協議会会員
2. 申請方法 所定の申込書に1品ごとに必要事項を記入の上、審査料・参考品（2品）を添えてお申込みください。
※遠隔地の場合、商品・申込書を郵送ください。
※申込書が不足する場合は、同用紙をコピーしてください。
※参考品が冷凍・冷蔵保存が必要な商品については、平成31年2月15日(金)9:00～16:00にご提出下さい。
(詳細はP.2参照)
3. 申請受付 平成31年1月10日(木)～2月12日(火)9:00～17:30
※上記期間の土日祝日を除く
4. 審査方法 関係指導機関、協議会、業界、消費者代表の審査員により「観光土産品の表示に関する公正競争規約」に基づき審査を行います。
5. 審査日 平成31年2月18日(月)

6. 審査料

1品につき 1,000円(税込)（「更新」・「新規」とも同額）

①**更新対象商品**：第26回審査会(H28年度)に出品し、合格した商品。
有効期間は2年間となっております。引き続き「認定品」として認定を受けるためには、再度出品して審査を受ける必要があります。

②**新規商品**：今回初めて出品する商品、または第26回審査会認定品でも、価格や内容量などに変更があった商品は、新規扱いとなります。

※申込書・参考品(2品)を持参される際にお支払い下さい。なお、審査料の払い戻しは致しません。

※遠隔地等を理由に郵送で申し込まれる方は、商品と申込書はご郵送していただき、審査料は下記の口座にお振込み下さい。
(振込手数料のご負担方お願い申し上げます。)

【審査料振込先】

鹿児島銀行 本店 普通預金 No.1640904
鹿児島県観光土産品公正取引協議会

7. 申請先

鹿児島県観光土産品公正取引協議会(鹿児島商工会議所産業振興部内)
〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 13階
電話：099-225-9540 FAX：099-227-1977

8. 参考品提出 ①審査のための参考品(実際に販売している商品)を、各商品2品ずつ申込時に提出して下さい。

※但し、鮮度に影響のある商品(「さつまあげ」「生うに」等)については、2月15日(金)9:00~16:00の間に提出して下さい。この場合においても、申請受付は1月10日(木)~2月12日(火)となります。また、必要事項の事前確認のため、パッケージの表面・裏面のコピーを申請時に添えてお申込ください。

②現在認定を受けている商品は、認定シールを貼付して下さい。

③参考品は原則として返却いたしません。

9. その他

審査は、申請当該商品についてのみ実施致します。

※例えば、同一商品で1,000円売と2,000円売があり、1,000円売しか申請なき場合は、その商品のみを審査し認定することになりますので、2,000円売は非認定となり認定シールの貼付はできませんのでご注意ください。